

目次

巻頭特集

いまさら聞けない疑問を大解説
これで納得！介護保険まるわかり …… 4

1都3県 使える！ 見つける！ 1697件とつながるリスト

掲載情報の見方 ……	9
東京都23区 ……	10
東京都市部 ……	21
神奈川県川崎市 ……	29
神奈川県横浜市 ……	33
神奈川県相模原市 ……	38
神奈川県市部 ……	39
千葉県千葉市 ……	45
千葉県市部 ……	47
埼玉県さいたま市 ……	51
埼玉県市部 ……	54

プライバシーポリシー …… 61

ご相談からご入居までの流れ …… 62

入居相談FAX送信票 …… 64

第2特集

誰にとっても他人ごとではありません！
あなたは大丈夫？
老後に必要な“6つの備え” …… 65

介護施設の種類と特徴 …… 68

チェック！
介護にいくらかけられる？
入居予算試算表 …… 70

巻頭特集 老後の暮らしについて 考えてみませんか

いまさら聞けない疑問を大解説 これで納得！ 介護保険まるわかり

昨年から介護保険の自己負担割合が一部変更
されたことをご存知ですか？

介護施設探しにも決して無関係でない、介護
保険について詳しくお話しします！

PROFILE



樋口 国陽
ひぐち くによし
(株)シニアサポート代表

長年にわたって数多くの相談
者に最適な介護施設を紹介
してきた、介護施設選びのエ
キスパート。自治体や企業向
けの講演会も数多く行う。

正しく知っていますか？ 介護保健のキホン

国民の4人に1人が65歳以上という、かつてない
超高齢化社会を迎えたいま、自分自身の老後の生活
がどうなるのか、誰もが気になる問題です。そこで、
今回の特集は、私たちの将来と深く関係する介護サ
ービスと、それを支えている介護保険制度について
取り上げます。

介護保険は、介護が必要な高齢者とその家族の負
担を軽減することを目的に、平成9年に法律が制定
され、平成12年から施行されている社会保険制度
です。介護保険の財源は、40歳以上の全国民が支払
う介護保険料と税金充てられます。被保険者＝高齢
者がさまざまな介護サービスを受ける際、要介護度
に応じて設定された自己負担分（1～2割）を除く費
用を保険料と公費で折半する仕組みです。ここでい
う公費とは、国・都道府県・市区町村の税金を指し
ます。要約すると次のようになります。

〈介護費用総額＝利用者負担＋保険料＋公費〉

では、もう少し具体的に高齢者が利用できる護サ

ービスの種類を見てみましょう。サービスは大きく
分けて要介護1～5に認定された人を対象にした介
護サービスと、要支援1・2に認定された人を対象に
した介護予防サービスに分けられます。前者は自宅
や施設にて、入浴や食事、排せつなどの介護を受け
るサービスです。後者は、家事や買い物などをお手
伝いすることで、生活機能を維持向上させるサービ
スです。

この介護予防サービスについて、ひとつ知ってお
くべきポイントがあります。平成27年の介護保険法
の改正により、これまで介護保険が適用されていた
「要支援」が適用範囲から外されました。要支援1・2
の方が利用する通所介護と訪問介護は、国や都道府
県ではなく、市区町村が運営主体である地域支援事
業として受け継がれることが決まりました。

現時点で利用者にとって大きな変更点はありません
が、今後、地域ごとで利用料金やサービス内容に
差が生じることが予測されます。

図1

介護保険が適用されるサービスの種類

自宅で受けられるサービス

訪問

■訪問介護／訪問看護／訪問リハビリ
ヘルパーが訪問して身体介護（入浴、食事、排泄など）、
生活介護（掃除、洗濯、調理など）、必要なりハビリ
テーションを行う。
■居宅療養管理指導
医師、薬剤師、歯科衛生士、栄養管理などの専門
スタッフが訪問して療養上の管理・指導を行う。

通所

■デイサービス（通所介護）
利用者が介護施設に通い、日常生活の支援や機能訓
練などを受ける。
■デイケア（通所リハビリ）
利用者が介護施設や病院に通い、必要なりハビリを
受ける。

短期入所

■ショートステイ（生活介護／療養介護）
自宅で生活する利用者が介護施設に短期間だけ入所
して、日常生活の介護やリハビリを受ける。

そのほか

■福祉用具のレンタル／販売
■住宅改修（手すり設置、段差解消など）
■居宅療養管理指導
■居宅介護支援（ケアプランの作成）

施設で受けられるサービス

■介護福祉施設サービス
■介護保険施設サービス
■介護療養施設サービス
「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護療養
型医療施設」に入所して、生活介護、リハビリ、看護サ
ービスを受ける。

地域密着型のサービス

市区町村が指定した介護事業者がサービスを提供。「訪
問・通所型」「認知症対応型」「施設・特定施設型」の3
つに分類される。自治体によって内容は多岐にわたる。

負担割合の考え方をおさらいしましょう

介護サービスを利用する際に支払う介護費用のうち、利用者は一定の金額を自己負担します。これまで一律で介護費用総額の1割と定められていましたが、平成27年の法改正により「一定以上の所得がある人」の自己負担額が2割に引き上げられました。具体的には、**年金収入を含む所得が夫婦2人で346万円以上、ひとり暮らしで280万円以上の世帯が2割負担の対象**となります。詳しくは、右のチャートをご覧ください。

また、今回の法改正では65歳以上の被保険者が支払う保険料額が所得に応じた9段階に設定しなおされました。これは、低所得者の負担を減らし、逆に高所得者の負担を増やすことで格差を是正することを意図したものです。

もうひとつ、当たり前のようですが、1～2割の自己負担で介護（予防）サービスを無制限に受けられるわけではありません。利用者各々が要支援1～要介護5の7段階の区分に従い、介護保険を適用できるサービスの上限額が定められています。それぞれの金額については下の図3をご覧ください。**上限額を超えた超過分については、全額を自己負担**しなければなりません。

図2 居宅サービス利用時における介護認定別、1ヶ月の利用限度額および自己負担額

	1人あたりの平均費用	1ヶ月の利用限度額	うち自己負担(1割の場合)
要支援1	19,695円	50,030円	5,003円
要支援1	35,879円	104,730円	10,473円
要介護1	70,771円	166,920円	16,692円
要介護2	98,464円	196,160円	19,616円
要介護3	148,145円	269,310円	26,931円
要介護4	180,352円	308,060円	30,806円
要介護5	223,054円	360,650円	36,065円

出典：厚生労働省「介護保険制度の現状と今後の役割（平成27年度）」より

現在または将来、ご自分の介護費用が1割負担と2割負担のどちらなのかを知っておくことはとても重要です。なぜなら、それによって老後に使えるお金の総額が変化して、介護施設選びをはじめとする人生設計に大きく影響するためです。

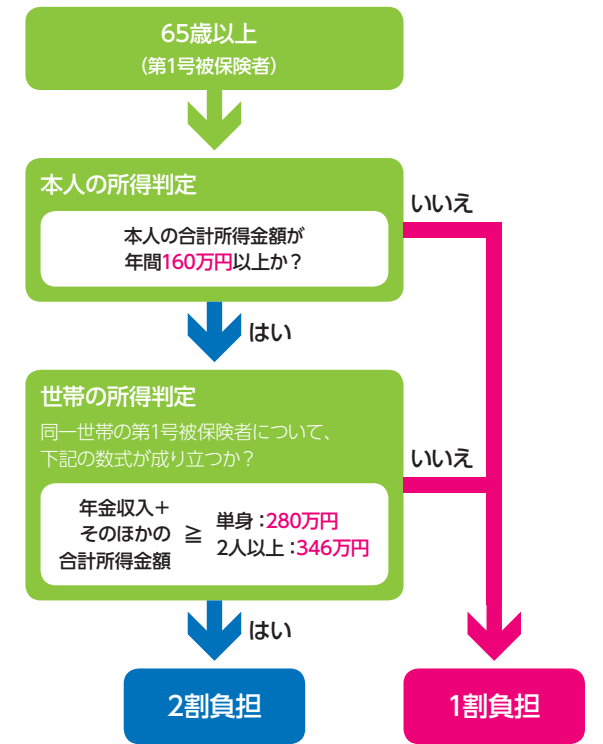


図3 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の1ヶ月の自己負担の目安

費用項目	要介護5の人が多床室を利用した場合	要介護5の人がユニット型個室を利用した場合
施設サービス費(1割負担)	約24,500円	約27,000円
居住費	約25,200円 (840円/日)	約60,000円 (1,970円/日)
食費	約42,000円 (1,380円/日)	約42,000円 (1,370円/日)
日常生活費	約10,000円 (施設ごと異なる)	約10,000円 (施設ごと異なる)
1ヶ月の自己負担合計	約101,700円	約139,000円

出典：厚生労働省ホームページより

高額介護サービス費の払い戻しについて

もうひとつ、知らないで損をする**介護サービス費の払い戻し制度**についてご説明します。介護サービス費用で支払った1～2割負担額の合計が一定の上限を超えた場合、申請を行えば「高額介護サービス費」として差額の払い戻しを受けることができます。

負担の上限額は世帯ごとの所得によって異なります。詳しくは図5をご覧ください。なお、一部の費用は払い戻しの対象にならないので注意が必要です。老人ホームでの居住費や食費のほか、福祉用具購入費、住宅改修費、毎月の利用限度額を超えた自己負担分などは含まれません。

限度額を超えて介護サービスを利用すると、自治体から払い戻しに関する申請書が送付されます。この書類に記入・捺印して、介護サービスの領収書と収入が確認できる書類を添付のうえ期限内に申請を行ってください。一旦申請を行えば、それ以降は払い戻し金が発生するたびに自動的に処理される仕組みです。申請は2年を過ぎると権利が消滅するので、

早めの申請を心がけましょう。

また、実際に払い戻し金が支給されるのは数カ月～半年後です。もしも、介護サービス費が高額で事業者への支払いが困難な場合は、資金を無利子で貸し付けしてくれる自治体も多くあります。詳しくはお住いの市町村へお問い合わせください。

図4 高額介護サービス費支給制度

区分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
市町村民税を課税されている方がいる世帯の方	44,400円（世帯）※
世帯全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方など	15,000円（個人）

※一定の収入（年金収入が280万円以上など）に達していない、介護保険サービスの自己負担が1割の世帯については、3年間は年間上限額が44万6,400円（ひと月当たり37,200円）
出典：厚生労働省リーフレットより

まずは役所か 地域包括支援センターへ ご相談を

介護サービスを受けるには、要介護認定の申請が必要です。相談の窓口は、各市町村役場の「福祉課※」または、地域の地域包括支援センターです。申請からおおよそ1か月で介護サービスを利用することができます。

※自治体により「高齢者支援課」「介護保険課」など名称が違う場合があります。

申請時に必要なもののリスト

- 要介護・要支援認定申請書（主治医の氏名などの記載が必要）
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）

手続きの流れ



介護保健は施設選びにも大いに関係あり！

介護サービスと介護保険について詳しく見てきましたが、いかがでしたか。負担割合や払い戻し制度など、一見すると複雑に思えるかもしれませんが、仕組みをきちんと知っておけば、ご自身の老後の人生設計を考えるうえでとても有益であることは間違いありません。

何より、施設へのご入居をご検討中の読者の皆さんにとっては、介護保険を使いこなすことで、将来支出できる金額に大きな影響が出るのが予想されます。例えば、介護保険の利用で月2万円を節約できるとしたら、10年間で240万円。施設を探すうえで、これは大変なアドバンテージです。知っているのと知らないのでは、大きな差が出ることをご理解いただけることと思います。

およそ20年前に生まれた介護保険制度はいまだ発展途上の段階にあります。来年の8月からは、65歳以上で現役世代並みの所得のを持つ人の介護サービス

費用の自己負担分が3割に変更されるほか、40～64歳の現役世代の高所得者について介護保険料が段階的に引き上げられることが決まっています。

介護保険制度の改正により、介護施設探しにも少なからず影響が出ると考えられます。私ども「ホームあしすと入居相談室」では、介護の最新事情に精通したプロの相談員たちが、予算やご希望に合わせて相応しい入居施設をご提案しております。ぜひお気軽にお問い合わせください。



もしも迷ったときには… ホームあしすと 入居相談室

「ホームあしすと入居相談室」では、老後の住まい探しのご相談をお受けしております。介護業界を知り尽くしたプロの視点から、お一人おひとりに最適な施設を探し、親身になってご提案いたします。施設の見学、ご契約、アフターフォローまで、万全の体制であらゆるご相談にお応えいたします。

まずはお気軽にお電話ください
0120-428-165

0422-22-1501

営業時間 **10:00～19:00** ●定休日/日曜・祝日*

*メッセージを残していただければ折り返しご連絡さしあげます。

プロの観点で
ご提案します

親身になって
万全サポート

相談費用は
いただきません



ホームあしすと



<http://senior-support.co.jp>



●twitter & facebookも更新中！

●Webにて弊社バックナンバーを公開中！